事例No.	1487
公表年度	R3
団体の属性	都道府県
団体名	大阪府

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・公共施設の集約化等 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	都道府県による市町村支援

事例内容・タイトル

大阪府における単独公共下水道の流域下水道への編入事例

出典

地方公営企業の
抜本的な改革等に係る
先進・優良事例集

○ 事例名等

事例名	大阪府における単独公共下水道の流域下水道への編入事例
団体名	大阪府
事業名	下水道事業

1. 取組の体制(関連する部署、役割分担)

大阪府(編入先)と市(編入元)の役割分担を以下に示す。

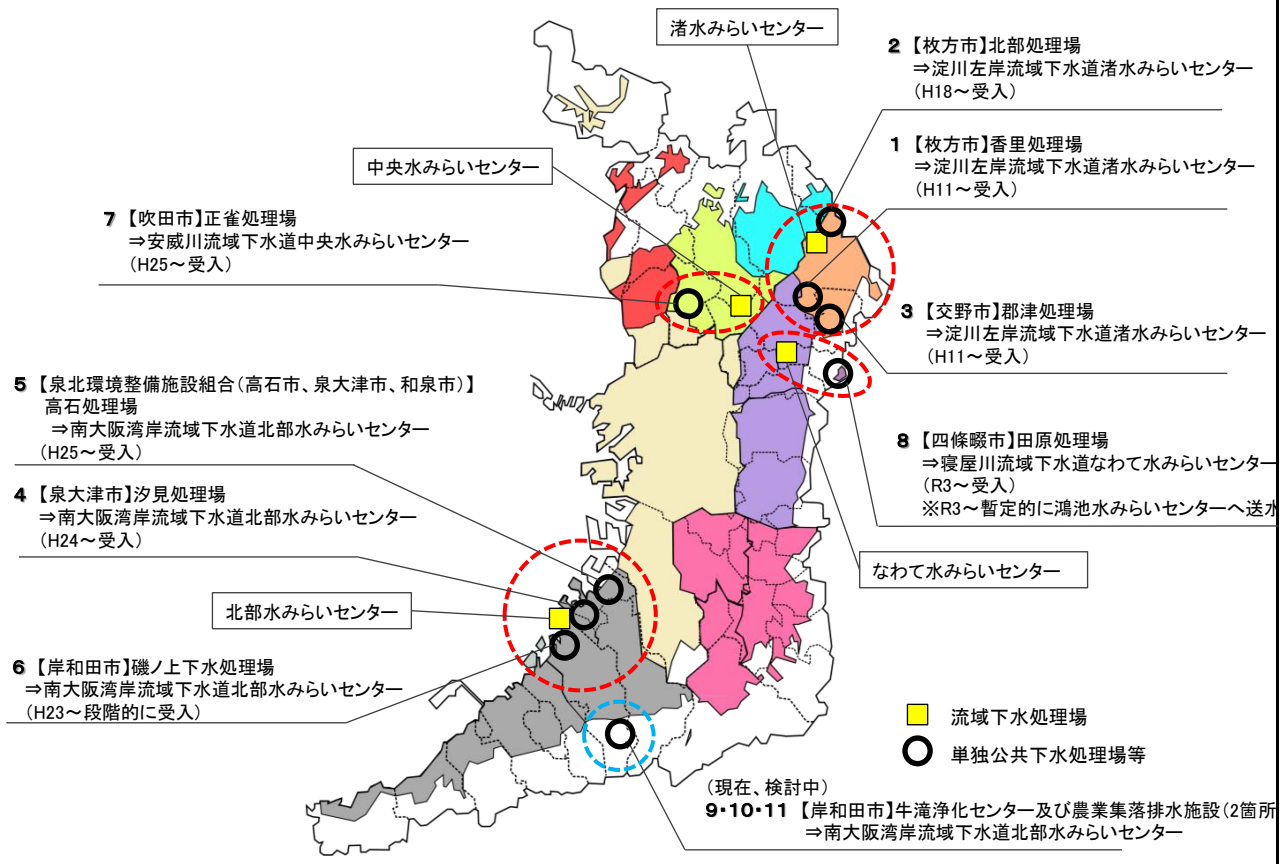
	関連する部署	役割
編入先	大阪府 (流域下水道管理者)	・流域下水道へ編入するにあたっての条件提示 ・府と編入市の負担金協定の協議・調整 ・府内関係部局(財政部局等)との協議・調整 等
編入元	市 (単独公共下水道等管理者)	・流域下水道への編入に伴う関連市町との負担金協定の協議・調整 ・接続管渠の施工、既設水処理施設の雨天時浸入水対策施設への改造等 等

2. 取組の具体的内容とねらい、工夫した点、効果

(1)取組の具体的内容とねらい

大阪府では、効率的な事業運営を実施するために、これまで8箇所の単独公共下水道を流域下水道に編入してきた。さらに、特定環境保全公共下水道1箇所と農業集落排水施設2箇所の流域下水道への編入を検討している(R4.3月時点)。

	市町村名	編入元の処理場名	編入先の処理場名	編入年次	編入の契機
1	枚方市	香里処理場(S33.10供用) (分流式)	淀川左岸流域 渚水みらいセンター (分流式)	H11	流域下水道の当初計画策定時に、既存の単独公共下水道を、流域下水道に包含して計画に位置づけ、その後編入した事例。
2	枚方市	北部処理場(S44.6供用) (分流式)		H18	
3	交野市	郡津処理場(S43.4供用) (分流式)		H11	
4	泉大津市	汐見処理場(S48.10供用) (合流式)	南大阪湾岸流域 北部水みらいセンター (分流式)	H24	
5	泉北環境整備施設組合	高石処理場(S48.8供用) (合流式(一部分流式))		H25	
6	岸和田市	磯ノ上下水処理場(S42.8供用) (合流式)		H23～順次	
7	吹田市	正雀処理場(S38.6供用) (分流式)	安威川流域 中央水みらいセンター (分流式(一部合流式))	H24	府が関係するまちづくり事業によって、単独公共処理場を撤去する必要が生じ、編入した事例。
8	四條畷市	田原処理場(H2.3供用) (分流式)	寝屋川流域 なわて水みらいセンター (分流式)	R3	処理場施設の更新時期と処理区を隔てる山地のトンネル(国道)計画を契機に、編入した事例。
9	岸和田市	牛滝浄化センター(H11.4供用) (分流式)	南大阪湾岸流域 北部水みらいセンター (分流式)	検討中	台風による被災や各施設の更新時期を契機に編入を検討している案件。
10		塔原・相川地区(H13.6供用) (農業集落排水)			
11		大沢地区(H19.6供用) (農業集落排水)			



（2）工夫した点等
　編入する際の条件を明確化し、編入市へ提示した。
【条件の具体例】
・編入先の処理場の運転に支障とならない量とすること
・流入量を把握できる施設とすること
・編入先の処理場の流入状況により流入量の制御を行える施設とすること
等

※分流式処理場の編入の場合は、課題である雨天時浸入水対策のため、管更生や誤接続の解消、既設水処理施設の調整池への改造等の雨天時浸入水対策を編入市が検討。

　課題や事業スケジュール、進捗状況等の共有化を図るため、編入市や関係市町と協議・調整を重ねた。また、府と編入市の費用負担の在り方等について府内関係部局（財政部局等）と協議・調整した。

（3）効果
・編入市の財政的負担の軽減（編入元処理場の維持管理費の削減）
・編入市の人的負担の軽減
・集約処理することによる改築更新の施設数の減少
　（処理場数の増減数　−11箇所）
・高度処理を行っている流域処理場への編入による処理水質のレベルアップ

3．取組の背景、検討を開始した契機・実施過程

　これまでに流域下水道へ編入した8箇所のうち6箇所については、流域下水道の当初計画策定時に、既存の単独公共下水道を流域下水道に包含して計画に位置づけ、その後、順次編入した事例である。残りの2箇所のうち、1箇所については大阪府が関連するまちづくり事業によって処理場を撤去する必要が生じたことから、流域への編入を行ったものであり、もう1箇所については、処理施設の更新時期や処理区を隔てる山地のトンネル（国道）計画を契機として、当該トンネル内に送水管を敷設することが可能となったことにより、地形的に離れている処理場を流域へ編入した事例である。また、今後予定している3箇所（集落排水施設も含む。）は、台風による被災や各施設の更新時期を契機に編入を検討している案件である。

4．今後の課題等

大阪府内の残る処理場は中大規模の処理場がほとんどであり、これらの処理場の統廃合にあたっては、経済性はもとより、編入先の処理場の改築更新事業への影響など、編入元と編入先の双方の自治体において、十分な検討が必要である。

大阪府では、府内市町村のほとんどが処理場を有しないこと（43市町村のうち10市町が処理場を有し※、33市町村が処理場を有していないこと）等から、全市町村に共通する公共下水道事業の事務に関するソフト連携を中心に検討を進め、関係者の合意形成を得た、一部の小規模処理場（集落排水施設を含む）の統廃合について、広域化・共同化計画に記載した。

今後も引き続き、現行の検討体制を維持し、下水道事業の持続性確保に向けて市町村を支援していく。

※令和3年12月時点の集落排水施設も含む市町村数を示している。

〇問合せ先

担当課	大阪府都市整備部下水道室計画グループ		
TEL	06－6941－4360	MAIL	gesuido-g22@sbox.pref.osaka.lg.jp